

循環型社会形成推進基本計画について（たたき台）

平成 14 年 9 月 24 日

1 現状と課題

(1) 現状

人類が 20 世紀に入って高度に展開させてきた活動様式、すなわち大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、私たちに大きな恩恵をもたらしてきましたが、他方で、大量廃棄型の社会として物質循環の環を断ち、その健全な循環を阻害するという側面も有していました。

このような状況に対応するため、21 世紀の経済社会のあり方として「循環型社会」が提起され、この循環型社会の実現に向けた道程を明らかにするために平成 12 年 6 月に循環型社会形成推進基本法（循環基本法）が制定されました。

また、既存の容器包装リサイクル法、家電リサイクル法に加え、この循環基本法と一体的に、改正廃棄物処理法、資源有効利用促進法（再生資源の利用の促進に関する法律の改正）、建設リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法などが成立しました。さらに、平成 14 年 7 月には自動車リサイクル法が成立し、既存の容器包装リサイクル法、家電リサイクル法などと併せて、循環型社会の形成に向けた取組を推進する基盤が整備されつつあります。

循環基本法が制定された平成 12 年度における我が国の物質収支を概観すると、約 21.3 億トンの総物質投入量に対し、その約 3 分の 1 に当たる量（約 7.1 億トン）がエネルギー消費や廃棄物という形態で環境中に排出されています。他方、再生利用量は約 2.3 億トンと全体の一割に過ぎません。また、資源採取等に伴い目的の資源以外に採取・採掘されるか又は廃棄物などとして排出される「隠れたフロー」が、国内では約 11.0 億トン（採取（約 11.2 億トン）の 0.98 倍）、国外では約 28.3 億トン（採取（約 7.1 億トン）の 4.0 倍）の計 39.3 億トンも生じているとの推計もあります。

循環資源の循環的な利用や処分のための施設は循環型社会の形成を図る上で不可欠です。一般廃棄物に係るごみ焼却施設、産業廃棄物の中間処理施設、し尿処理施設及び下水道、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場等の整備が進められています。また、環境教育及び環境学習の振興、情報の提供、民間活動の支援及び人材の育成、調査研究の実施、科学技術の振興等が進められています。

(2) 課題

総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制、再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)の適切な推進を図り、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取組を進める必要があります。

特に、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源などの自然再生不可能な資源の使用量の増大を抑制し、再生資源や持続的利用が可能となるように管理されたバイオマス資源などの利用を推進していく必要があります。また、資源の循環に要するエネルギーが増大することは新たな環境の負荷を生むことであり、効率的なエネルギー利用や太陽、風力、バイオマス等の再生可能なエネルギーの利用の推進を図っていく必要があります。さらに、必要以上の資源採取をしないことや採取方法の工夫などを通じて、隠れたフローを低減していく必要があります。

特に、廃棄物・リサイクル問題をめぐっては、近年、廃棄物の排出量の高水準での推移、不適正な循環的利用及び廃棄物処理、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の頻発とその原状回復などといった課題が顕在化しています。

2 循環型社会のイメージ

本循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）に基づき、各主体は循環型社会に向けた取組をより一層進めていきますことが期待されます。

例えば、国は「循環型社会を形成していくための合理的な仕組みづくり（循環型社会ビジネスを育成するための各種手続の迅速化やグリーン購入の推進、各主体の自主的行動を促す経済的手法の導入、各種手続きの迅速化など）」を行うとともに「安全・安心な社会を推進するための規制（排出者責任や拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）に基づく法的規制、不法投棄の防止に向けた監視体制の強化など）」を行うことにより、循環型社会の形成を図っていきます。さらに、国民、民間団体、企業NPO（非営利組織）・NGO（非政府組織）、事業者、地方公共団体（都道府県・市町村）なども、循環型社会の形成に向けて、志を高く持ち、積極的な取組を行うことにより、それぞれが自らの役割を果たしていきます。

次に示すイメージは、このような各主体の取組が十分なされることを前提としてにより、目標年次までに達成される例えば次のようなイメージの循環型社会を具体的に描いたもので形成し、現在及び将来の国民が健康で文化的な生活をおくれるようにします。

（1）自然の循環と経済社会の循環

自然界における環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことにより成り立っています。このような環境の中に生かされている私たちが、自然界より大量の資源を取り出し、様々なものを大量に生産・消費し、その後、不用となったものを自然界へ大量に廃棄していく、いわゆる大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を営んでいくことは、自然界へ大きな負荷を与えることであり、ひいては私たちの社会もを持続していくことをもできなくします。

これから私たちが目指そうとする循環型社会では、自然界から新たな資源を取り出すことを最少限にし、既に社会で使用されたものなどを再び資源として投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものも最少限とすることを基本とします。

例えば、「森林資源」については、100年間かけて木を育て、切り出した木材を住宅や家具として、さらに木質ボードなどとして、最後に燃料などとして利用することにより、自然の循環を尊重し、自然に負荷をかけない社会、すなわち、資源を有効に活用し、新たな資源の投入と廃棄されるものを最少限にするという社会となります。

（2）暮らしに対する意識と行動の変化

私たちの暮らしは、本当のゆとりを楽しむライフスタイルとして、身近な自然に親しむことや四季の移り変わりを感じつつ、自由に活動できる余暇の時間を得て、暮らしを楽しむという「スロー」なライフスタイルが定着していきます。また、環境に

大きな負荷をかけることなく、自然再生可能な持続的利用が可能となるように管理されたバイオマス資源や自然エネルギーで作られた「旬」なものなどが尊ばれ、地域の特色を生かしつつ、暮らしと自然環境が共存したライフスタイルとなります。

例えば、「食」については、市街地と耕地が共存している地域では、生産者の顔が見える地元で作られた食品が好まれて消費されます。スーパーなどの小売店が、生産者の名前の付いた商品を販売したり、その地域ならではの特色ある商品を積極的に扱うなどオーダーメイドなサービスが受けられるようになります。また、消費後、家庭で発生する生ごみについては自宅のコンポストで堆肥化され、家庭菜園などで自家消費されます。このような市街地と耕地が共存している地域では、いわゆる地産地消が行われ、地域内での食と農の連携が進みます。

~~さらに、こうした消費者のニーズに応じて、スーパーなどの小売店が、生産者の名前の付いた商品を販売したり、その地域ならではの特色ある商品を積極的に扱うなどオーダーメイドなサービスが受けられるようになります。また、地域内で作られた有機野菜などを素材にした料理を専門に提供する外食店も増えていきます。~~

また、生活においても、「もの」については、家具や道具を自ら手入れしながら長年にわたって使いこなし、磨き上げていくことを尊び、手作りの良さ、手仕事の面白さも評価されるようになります。また、このようなもったいないという気持ちや良いものを大事に使うという考えから、住宅、家具、家電製品、自動車などに対する買い換えのサイクルが長期化する一方、新しい商品を購入・所有することにこだわらず、長い期間使用していくための修理（リペア）や維持管理（メンテナンス）に対するニーズが高まります。また、一定の期間で買い換えが必要となる家庭用品やある一定の時期にしか使用しない子供用品などについては、所有しなくとも機能が利用できればよいという考えから、リサイクルショップやフリーマーケットなどを活発に利用し、賢く合理的に消費するようになります。さらに、買い物際には買い物袋や風呂敷などを持参し、不必要な容器や包装はもらわないようにしたり、環境への負荷の少ない製品、再生品の購入を心がけたりします。

~~さらに、「余暇」の過ごし方については、一方、都市部においては、余暇の時間が増えることに伴い、仕事が終わった後、コンサートに行ったり、演劇を鑑賞するなど、芸術や文化に親しむ機会が今まで以上に多くなります。スポーツやキャンプなどのレジャー活動や食を楽しむことなども多くの人に浸透し、市民の生活の幅が広がります。このように、市民は様々なサービスを楽しみますが、それにもかかわらず、する一方、各家庭や施設において環境に配慮した取組が徹底されているため、ごみはあまり出ません。例えば、野球やサッカーのスタジアムやコンサート会場において使い捨ての容器類ではなくデポジット制によるリユースカップをが利用されたり、ホテルやレストランなどで生ごみをコンポスト化する取組が進展します。するなど、このようあらゆる産業サービスにおいて環境への配慮が組み込まれることがによりごみの発生抑制につながりますが進みます。~~

~~また、もったいないという気持ちや良いものを大事に使うという考えから、住宅、~~

~~家具、家電製品、自動車などに対する買い換えのサイクルが長期化する一方、新しい商品を購入・所有することにこだわらず、長い期間使用していくための修理や保守管理（メンテナンスサービス）に対するニーズが高まります。また、一定の期間で買い換えが必要となる家庭用品やある一定の時期にしか使用しない子供用品などについては、所有しなくとも機能が利用できればよいという考えから、リサイクルショップやフリーマーケットなどを活発に利用し、賢く合理的に消費するようになります。~~

（3）ものづくりに対する意識と行動の変化

企業事業者のものづくりの活動は、消費者とのコミュニケーションを重視し、消費者の環境保全に対する意向を進んで取り入れていくようになっていくと同時に、さらに消費者をリードするようなものの提供を行うようになります。

~~このような消費者の環境保全に対する意識の高まり、環境に配慮した行動を行うという変化を察知して例えば、詰め替え製品や長寿命化製品など環境への負荷の少ない製品、あるいは機能を重視した製品を多く開発・販売するようになります。また、このように、企業は、消費者とのコミュニケーションを重視し、消費者の環境保全に対する意向を進んで取り入れていくようになっていくと同時に、さらに消費者をリードするようなものの提供を行うべく、環境配慮型製品を消費者が購入しやすくするように、そうした製品を差別化したり価格を安くしたりするような工夫も行われます。~~

~~さらに、新製品を次々に開発し、その製品を大量に販売して利益を上げるという頻繁なモデルチェンジを行い、大量に販売するという考え方から、保守管理、修理、維持管理やアップグレードなど、製品を長期間使用する際に必要となる各種サービスの提供を通じて利益を上げていく顧客の信頼を得ることが長期的には消費者にも事業者にも望ましい経済活動であるという考え方へと変わっていきます。このため、製品の提供形態も売り切り型に加え、リースやレンタルなどにより機能を提供するという形が増えてきます。~~

~~このような一方、事業者は、製品を生産などの事業活動していくに当たり、企業自らもごみの発生抑制・再使用・再生利用 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に積極的に取り組みます。~~

~~例えば、工場全体でごみ廃棄物等を最大限に再使用・再生利用することを心がけ、ごみ廃棄物等の発生排出を最少限に抑制するようになります。また、組立メーカーのみならず川上の部品メーカーや素材メーカーに至るまで、製造過程において有害化学物質を使用しないことが徹底されていきます。さらに、現在においては主に大企業においてしか行っていませんが、将来は中小企業を含むほとんどの企業において、製品設計の段階から製品の使用後のことも考慮に入れ、保守管理、修理、維持管理やアップグレードが可能な設計、再使用や再生利用、廃棄物となった場合の適正処分が簡単に行える設計を心がけるようになります。一方、オフィスにおいても、IT化の進展に~~

よる在宅勤務の普及、や両面コピーを多用するなどごみ交通需要や廃棄物等を減らすような環境配慮型行動がさらに進展します。また、社員が固定した机を持たないフレキシブルなオフィスの普及なども普及します。

また、企業は、新製品を次々に開発し、その製品を大量に販売して利益を上げるという考え方から、保守管理、修理やアップグレードなど、製品を長期間使用する際に必要となる各種サービスの提供を通じて利益を上げていくという考え方へと変わっていきます。このため、製品の提供形態も売り切り型に加え、リースやレンタルなどにより機能を提供するという形が増えてきます。

(4) 各主体の循環型社会形成へ向けた活動の活発化

循環型社会の形成に向けて、行政は法の適正な施行を行うとともに、民間団体や企業などの各主体と連携を図りつつ、コーディネーターとしての役割を果たしていきます。

NGO・NPOなどの民間団体の活動も活発化し、グリーン購入や再生利用の促進、あるいは自然保護のための活動など循環型社会の中でそれらが大きな役割を担うようになります。

また、企業など事業者も積極的に環境保全活動に参加するようになり、工場やオフィスなどを市民に公開し、地域住民への情報提供や環境教育の場の提供という役割を担い、企業市民地域の一員として地域への貢献を図っていきます。

こうした活動に参加しない市民も、さらに、フリーマーケットや各種の環境関係イベントに積極的に参加し、が活発に開催されたり、地域通貨の普及などが進むため、特に環境について関心を持ってない人も環境保全活動に触れる機会が増えます。

これらの各主体がパートナーシップに基づき活動することにより、循環型社会の形成に向け、地域の特色に応じた取組の推進や独自の文化が醸成されていきます。

(5) 循環型社会のための基盤整備廃棄物等の適正な循環的利用と処理のためのシステムの高度化

廃棄物の適正な循環的利用と処理のため、全国でいくつかの適正に計画的に配置された拠点に多くの廃棄物など等を先端技術により今よりもさらに効率的にリサイクル・処理できる総合的リサイクル拠点が整備されます。一方、生ごみなどの資源については、地域圏内にある小規模なりサイクル施設で循環的利用や処理が行われます。このようなりサイクル拠点などは、私たちの社会において新たな資源を作り出し、供給する資源産出地となると同時に、企業事業者はこの新たな資源を積極的に利用し、自然界から新たな資源を採取することを抑制します。

また、廃棄物の発生抑制の取組が進められてもどうしても発生してしまう廃棄物に関しては、適正な循環的利用と処理が行われます。例えば、どうしても資源化できず処理に高度な技術を有するPCB等の有害廃棄物は、専用の処理施設において、安全かつ適切に管理・処理されます。さらに、廃棄物処理施設の高度化・集約化が進み、こ

これらの施設には可能な限りサーマル・リサイクルの機能が付与されるようになります。さらに、有機性廃棄物も、バイオマスプラントなどでの処理を通じて、資源だけでなく、エネルギーとしての供給が行われるようになります。こうした施設は、環境教育の場として活用されるなど様々な機能も併せもち、市民に開かれたものとなります。さらに、どうしても資源化できず処理に高度な技術を有する PCB 等の有害廃棄物は、専用の処理施設において、安全かつ適切に管理・処理されます。

最終処分場の整備に当たっては、既存の処理場を再活用として、適切な処理を施すことにより廃棄物をリサイクルし、減量化し、最終処分場を再生させるなどの対応も行われます。また、IT 等をの活用したや地域の連携による不法投棄の監視体制が整備されると同時に、行政・警察・住民が一体となった不法投棄監視のための基盤も整備されます。不法投棄された地域の原状回復が図られます。

このような廃棄物等を輸送するに当たっては、現在のトラック輸送に加え、環境にやさしい静脈物流として鉄道や船舶による輸送も行われます。例えば、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築が図られ、総合静脈物流拠点港の整備が行われます。

最終処分場の整備に当たっては、既存の処理場を再活用として、適切な処理を施すことにより廃棄物をリサイクルし、減量化し、最終処分場を再生させるなどの対応も行われます。

こうした廃棄物等の収集・運搬・処理の流れを適正な管理下のもとに進めるには、情報整備、人的整備が必要になってきます。例えば、廃棄物処理・リサイクルに係る統計情報や、動脈部分のメーカーから静脈部分の廃棄物処理・リサイクル業者までが共有できる情報基盤が整備されます。また、IT 等を活用した不法投棄の監視体制が整備されると同時に、行政・警察・住民が一体となった不法投棄監視のための基盤も整備されます。

また、こうした施設は、環境教育の場として活用されるなど様々な機能も併せもち、市民に開かれたものとなります。

3 基本計画に盛り込む数値目標

(1) 物質フロー（マテリアル・フロー）指標に関する目標

循環型社会の形成の到達度を把握するために、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー（マテリアル・フロー）指標」に関する目標を設定します。具体的には、物質フローの3つの断面を代表する3つの指標にそれぞれ目標値を設定します。

目標は、過去のトレンドなどにより、これまでの推移よりも積極的な水準に設定します。また、目標年次は2020年頃の長期的な社会を見通しつつ、2010年に設定します。

「入口」：資源生産性 $\left(= \frac{\text{GDP}}{\text{天然資源等投入量}} \right)$

「循環」：再生利用率 $\left(= \frac{\text{再生利用量}}{\text{経済社会に投入されるものの全体量}} \right)$

「出口」：最終処分量 $\left(= \text{一般・産業廃棄物最終処分量} \right)$

- * の「資源生産性」は、産業や人々の生活がいかにものを有効に利用しているかを総合的に表す指標となります。天然資源等はその有限性や採取に伴う環境負荷が生じること、また、それらが最終的には廃棄物等となることから、より少ない投入量で効率的にGDP（国内総生産）を生み出すよう、増加が望まれます。なお、「天然資源等投入量」とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の量を指し、直接物質投入量（DMI）とも呼ばれます。
- * の「再生利用率」は、経済社会に投入されるものの全体量のうち再生利用による量の占める割合を表す指標となります。最終処分量を減らすために適正な再生利用が進むよう、原則的には増加が望まれます。なお、「経済社会に投入されるものの全体量」は天然資源等投入量と再生利用量の和です。
- * の「最終処分量」は、廃棄物最終処分場のひっ迫という喫緊の課題にも直結した指標であり、減少が望まれます。

なお、上記に加え「計測指標」として、天然資源等投入量については、非金属鉱物系資源（土石系）の増減が全体に与える影響が大きいこと、持続的利用が可能となるように管理されたバイオマス系資源の利用は望ましいことなどから、補足的に天然資源等投入量などの内訳（国内外別の化石系・金属系・非金属鉱物系・バイオマス系別の値）を計測します。また、国内的な循環と国際的な循環を概観するため、循環資源の輸出入量についても計測します。

さらに、隠れたフロー量（資源採取等に伴い目的の資源以外に採取・採掘されるか又は廃棄物などとして排出される物質）や再使用量（リユース量）についても考慮することが望ましいのですが、現時点では詳細なデータが不足しており、今後、検討していくこととします。

(2) 取組指標に関する目標

循環型社会の形成の取組の進展度を測る指標として、例えば以下のような「取組指標」に関する目標を設定します。

循環型社会形成に関する意識・行動の変化（参考1）

例えば、アンケート調査による、ごみ問題に対する一般的な意識、日常生活と循環型社会に対する意識、循環型社会形成のための施策に対する意識、グリーン購入に対

する意識など。

また、1人1日当たりのごみの排出量など個人が取り組む目安となる目標。

化石系・金属系・非金属鉱物系・バイオマス系別の取組の進捗度（参考2）

例えば、個別リサイクル法、個別計画に基づく目標値など。

循環型社会ビジネスの成育度（参考3）

例えば、グリーン購入調達実績、循環型社会ビジネスの市場・雇用規模など。

（3）その他

上記の目標に加え「参考指標」として、各主体が設定する自主的な目標などをフォローアップしていきます（参考4）。

4 国の取組

国は、循環基本計画を策定し、国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの育成を図りつつ、法の着実な施行をはじめとする国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進めます。また、循環型社会の形成のための各主体の活動への支援や情報の整備・提供など各種政策手法の適切な活用により、各主体の行動の基盤づくりを実施します。さらに、自らも事業者・消費者として循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行していきます。

具体的には以下のような取組を進めます。

(1) 天然資源の消費抑制と再生資源等の利用促進

自然界における物質の適正な循環の確保のため、天然資源の消費をできる限り抑制し、再生資源や持続的利用が可能となるように管理されたバイオマス資源などの育成と活用を促進します。また、太陽光や風力、バイオマスなどの自然エネルギーの積極的な導入を行うとともに、自然環境の保全のための施策を講じます。

(2) ライフスタイルの変革

循環型社会の形成を着実に推進するため、環境教育・環境学習などを、子供から高齢者までのすべての年齢層を対象として、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場など多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進します。

また、フリーマーケットの開催、リサイクル・リペアショップの利用、リースやレンタル制度の普及、買い物袋（エコバッグ）の持参、グリーン製品の購入、循環資源の回収などの活動が促進されるよう、必要な情報の提供や支援などを行います。なお、このような情報提供にあたっては、幅広い層への意識啓発を進めるため、各種の集中的なキャンペーンの実施やマスメディアを含む様々な媒体の活用に留意します。

(3) 循環型社会ビジネスの育成

循環型社会の形成を積極的に推進するため、各主体が再生品などのグリーン製品や自然エネルギーなどが積極的に利用され、循環型社会ビジネス市場が成育するよう、環境ラベリングやグリーン購入関連情報の提供、規格化の推進などを行います。また、各主体が自主的にグリーン製品を購入することなどを促すための税・課徴金、預託払戻制度（デポジット制度）、ごみ処理手数料等の経済的手法の導入について検討します。

また、循環型社会ビジネスの育成のための各種手続きの迅速化や法規制の遵守を図ります。また、ISO14001の取得や環境報告書の作成・公表など事業者における自主的取組を促進します。

さらに、製品の生産工程における廃棄物等の発生の抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用などが促進されるような製品設計・生産システムの工夫や素材開発等循環型社会の形成に資する科学技術の振興を図ります。このため、試験研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成などの措置を適切に講じます。

(4) 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処理の実現

廃棄物等の適正な循環的利用及び処理を推進するため、廃棄物等の有害性の評価をはじめ、廃棄物等の循環的利用及び処理が環境に与える影響などの調査研究、適正処理技術の開発や普及などを実施します。また、廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の実施などにより不法な処分を防止します。

さらに、不法な処分がなされた場合に適切かつ迅速に原状回復を行うための方策を確立します。各地域におけるごみの散乱防止のための対策を検討するとともに、必要な啓発などを行います。

(5) 循環型社会を支えるための基盤整備

循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生量とその循環的な利用及び処理の状況、これらの将来の見通し、廃棄物等の循環的な利用及び処理による環境への影響などについて、正確な情報を把握し的確な分析を実施することができるよう必要な調査を適切に実施するとともに、各主体が必要とする情報を迅速かつ的確に入手し、利用できる体制を構築します。

また、国、地方公共団体、公益法人、大学、民間研究機関などにおいて、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用や適正処分に関する人材交流や情報交換などを促進し、人材の質的・量的充実を図ります。

一方、循環型社会の形成を図る上で、廃棄物等の循環的な利用や処理のための施設が不可欠です。これらの施設については、技術開発の支援や経済的な助成措置、民間主導の公共サービスの提供すなわちPFIの手法など様々な手法を活用して、十分な再生利用能力の確保や施設の適正配置に留意しながら、その整備を促進していきます。

また、産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の適正処理を十分に確保するために必要がある場合には、排出事業者責任を原則としながら、公共関与による施設整備の促進などにより、安全かつ適正な最終処分場を確保します。

さらに、リユースやリサイクルに係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、中長距離において鉄道や海運という大量輸送機関を活用するなど効率的な方式を推進します。

循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点より、地域における先進的なモデル事業の実施についても検討していきます。

5 各主体の果たす役割

(1) 国民

国民は、消費者、地域住民として、自らも排出者であることを自覚して行動するとともに、循環型社会の形成に向けライフスタイルの見直しなどをより一層進めていくことが期待されます。

具体的には、再生紙などの環境への負荷の少ない製品やサービスの選択、ごみの減量化、リサイクルのための分別収集への協力、節電などによる省エネルギーなどにより日常生活に伴う環境への負荷を低減します。さらに、地域の環境保全のための活動への参加・協力などにより地域における循環型社会の形成に努めます。

(2) NPO・NGO

NPO・NGOは、自ら循環型社会の形成に資する活動を行うとともに、各主体の環境保全活動のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。

具体的には、3Rの推進活動など、地域の環境保全のための活動、環境教育・環境学習の活動、国民・事業者などの行動の促進のための啓発活動などを行います。

(3) 事業者

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえた3R及び適正処理への取組、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開などをより一層推進していくことが期待されます。

具体的には、再生資源をはじめとする環境への負荷の低減に資する原材料などの利用、廃棄物等の減量化及び適正処理、資源及びエネルギーの利用の効率化などにより事業活動に伴う環境への負荷の低減に取り組みます。さらに、製品などの資源採取、製造、流通、消費、廃棄などの各段階における環境への負荷が低減されるよう、ライフサイクル・アセスメント(LCA: Life Cycle Assessment)などを実施し、全段階における環境への負荷を視野に入れた製品開発を行います。また、環境ラベルなどにより、製品などに係る環境への負荷についての消費者への情報提供や環境報告書などの作成と公表により、事業活動に係る環境への負荷及びその低減のための取組についての情報開示と提供を進めます。

(4) 地方公共団体

地方公共団体は、地域づくりを推進していくうえで重要課題の一つである循環型社会を形成するため、廃棄物等の3R及び適正処理の実施にとどまらず、循環を軸にしたコーディネーターとしての役割を果たすことが期待されます。

具体的には、地域づくりにおいて、地域の自然的社会的条件に応じて、汚染の防止はもとより、3Rの推進などにより環境への負荷を低減していきます。また、地域の取組の調整者及び主たる推進者としての役割を踏まえ、地域の循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に進めます。

6 循環基本計画のフォローアップ

(1) 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検

循環基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、循環基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。

(2) 関係府省との連携

政府は、閣議のほか関連する閣僚会議や関係府省連絡会議などの場を通じて緊密な連携を図り、循環基本計画に掲げられた循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

また、国の他の計画（環境基本計画を除く）であって、専ら環境の保全を目的とするものは、循環基本計画の基本的な方向に沿って策定、推進します。また、国のその他の計画についても、必要に応じ循環基本計画との相互の連携を図ります。

(3) 年次報告（循環型社会白書）の活用

中央環境審議会の点検結果については、毎年国会に対して行うものとされている年次報告などに反映します。

(4) 個別法・個別施策の実行に向けたスケジュール（工程表）の確立

今後、政府が循環型社会の形成に向けて取り組む法律の策定・施行や施策の実施についてスケジュール（工程表）を策定します。

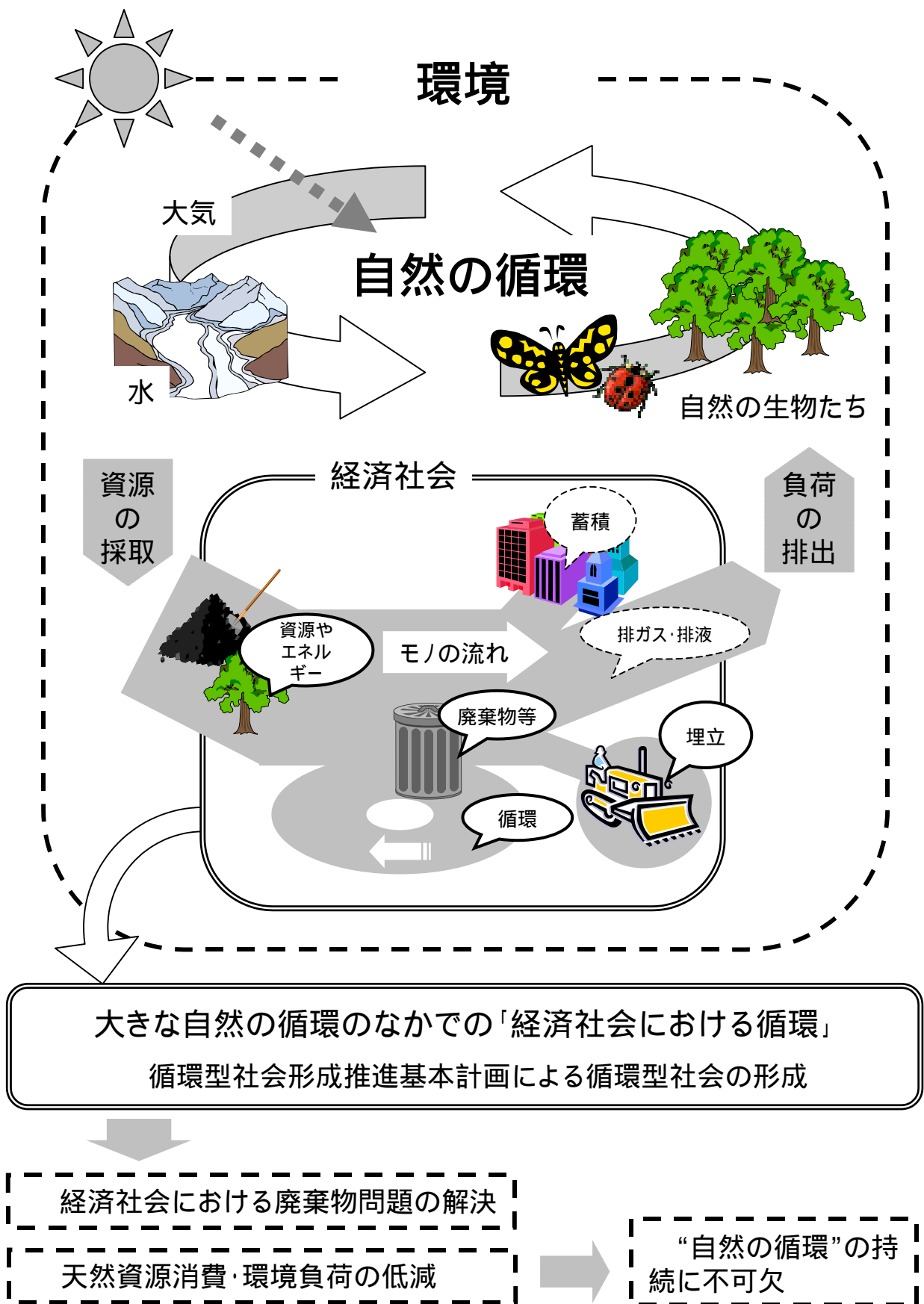


図1 循環型社会形成推進基本計画における“循環”について

図2 経済社会における“ものの流れ”(物質フロー)の模式図

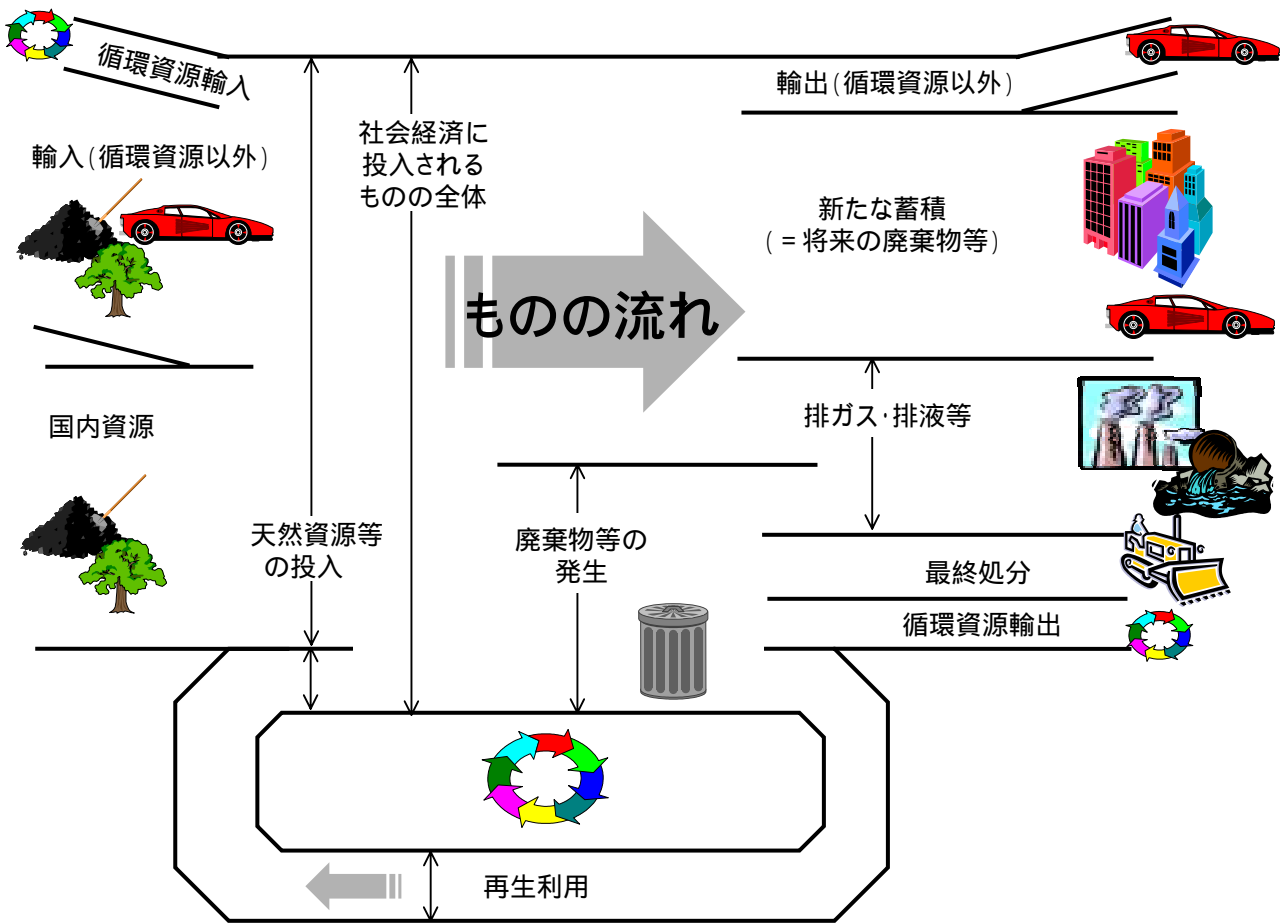





表1 目標を設定する物質フロー指標群の案

	入口 	循環 	出口 
量率効率	GDP / 資源生産性 ↗	/ (+) 再生利用率 ↗	最終処分量 ↘

注) 指標の名前の下に示されてる矢印は望ましい変化の方向性を示す。

図3 資源生産性(GDP / 天然資源等)の推移

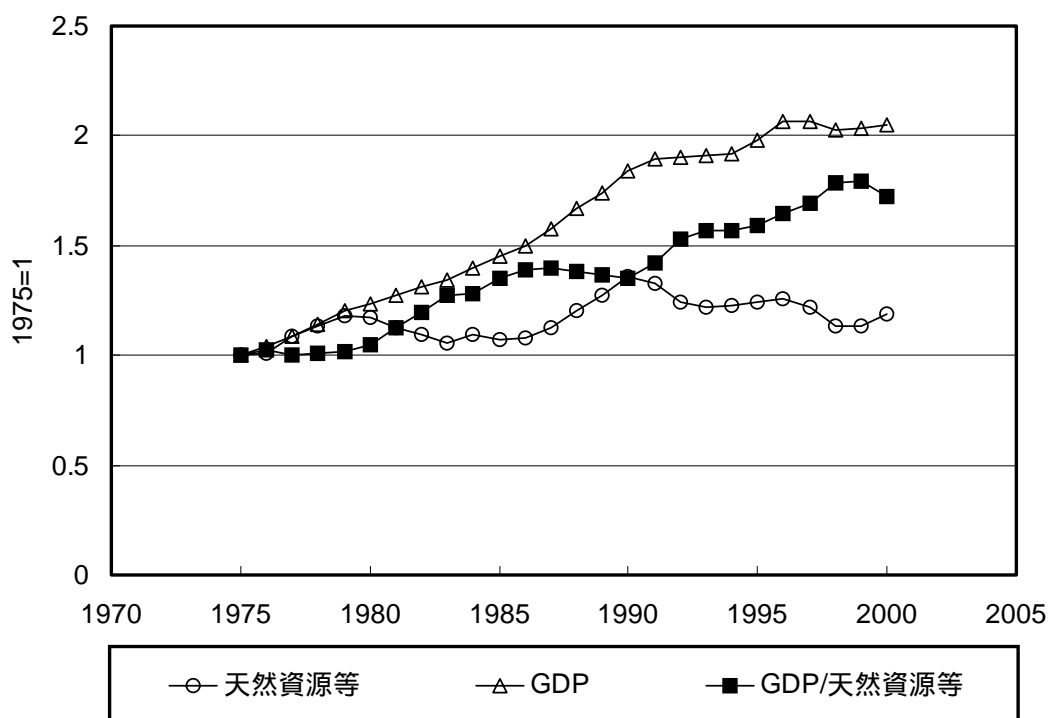


図4 最終処分量の推移

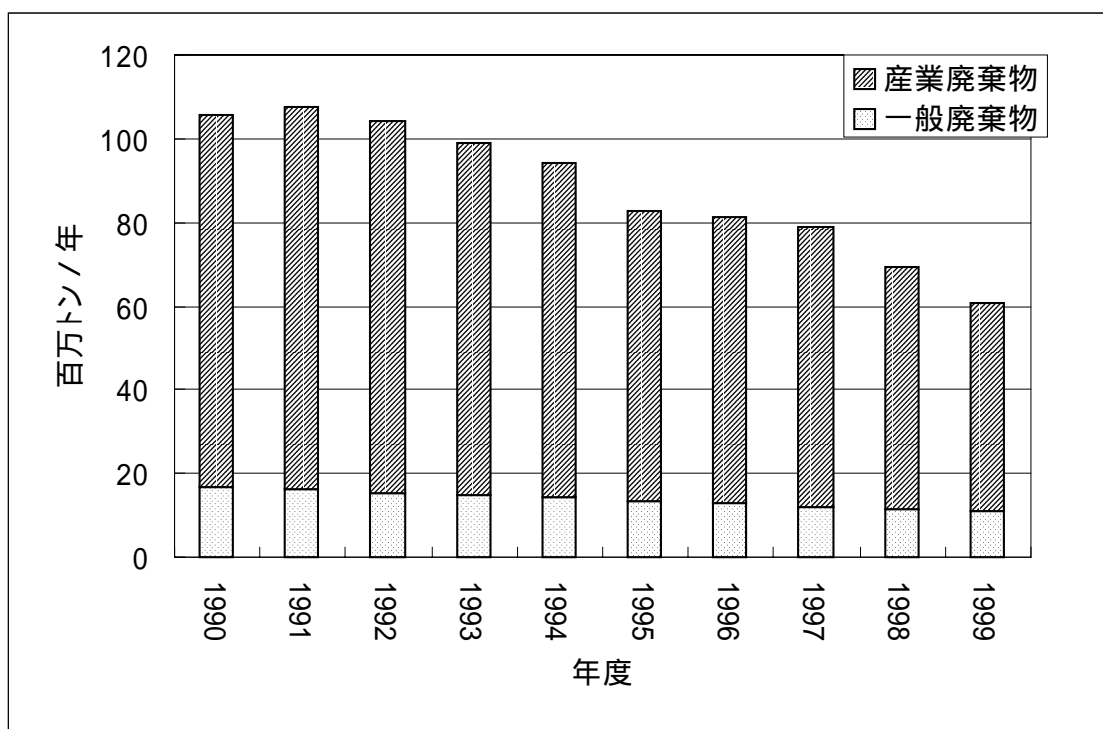


図5 資源生産性国際比較（1000米ドル/トン）

ただし米ドルは1995年購買力平価基準

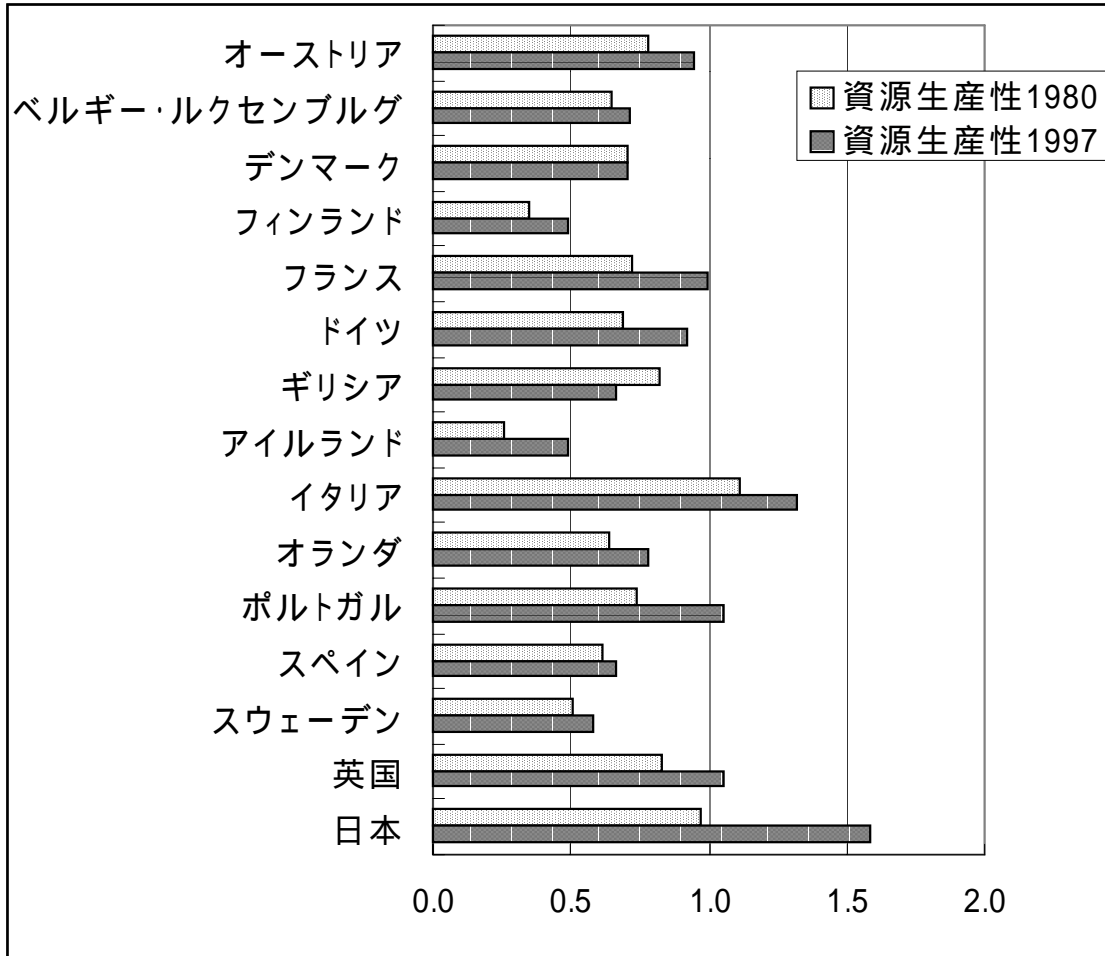
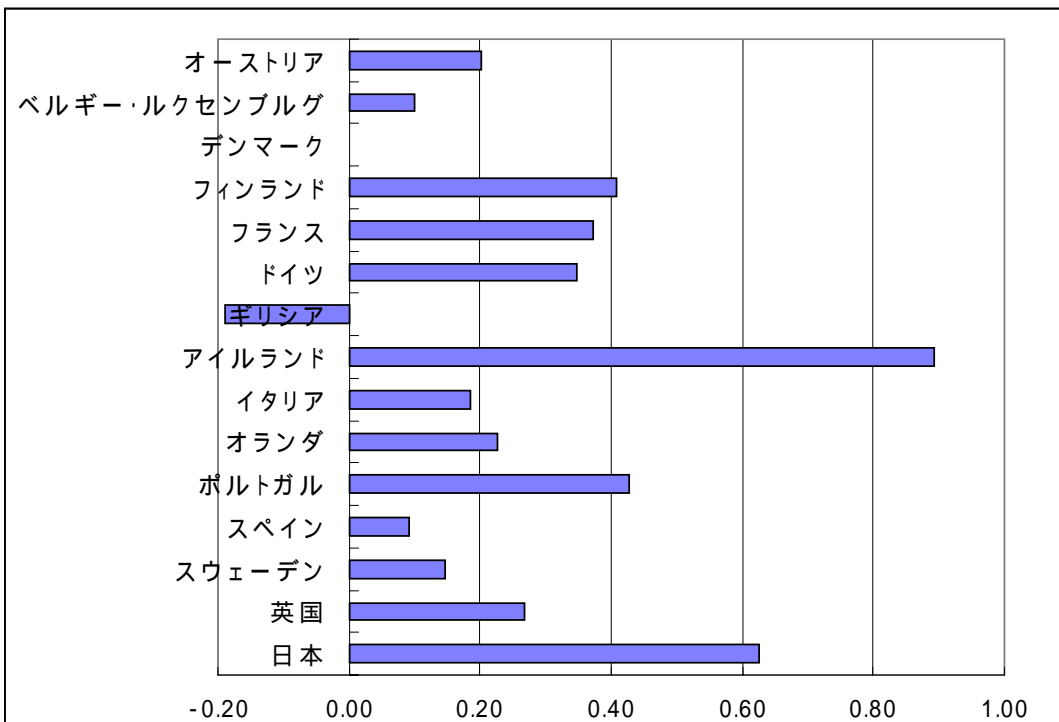


図6 資源生産性変化率国際比較（[1997]/[1980] - 1）



計測指標について

- 図 1 天然資源等の資源種別内訳
- 図 2 天然資源等の国内採取・輸入（資源・製品）別内訳
- 図 3 - 1 非金属鉱物系資源等の国内採取・輸入の別
- 図 3 - 2 化石系資源等の国内採取・輸入の別
- 図 3 - 3 バイオマス系資源等の国内採取・輸入の別
- 図 3 - 4 金属系資源等の国内採取・輸入の別
- 図 4 - 1 循環資源輸出
- 図 4 - 2 循環資源輸入
- 図 5 国内外の隠れたフロー（天然資源等の量と合わせて図示）

図1 天然資源等の資源種別内訳

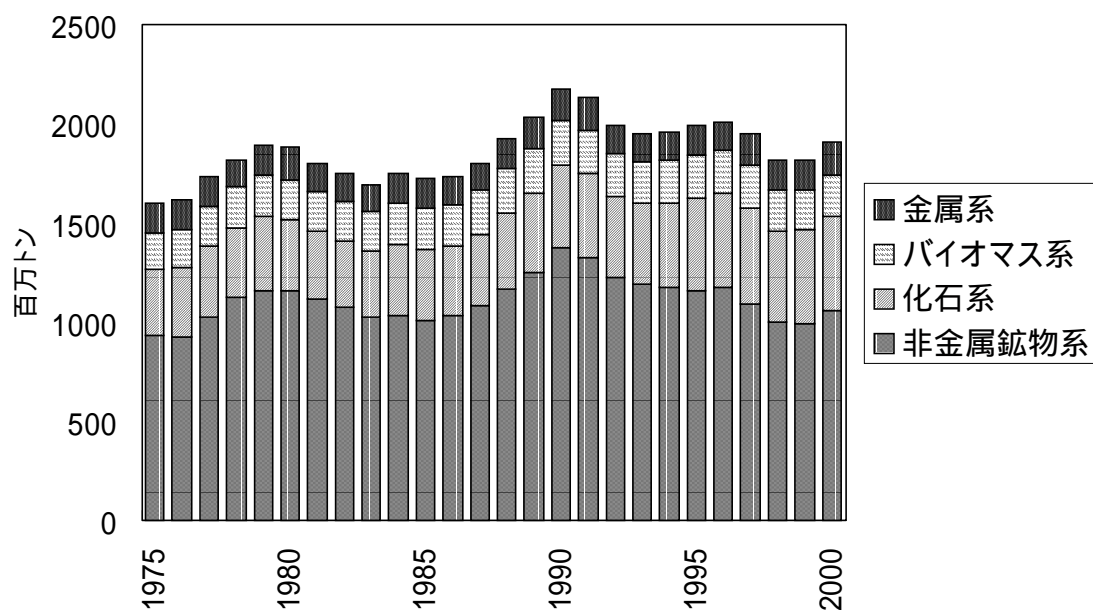


図2 天然資源等の国内採取・輸入（資源・製品）別内訳

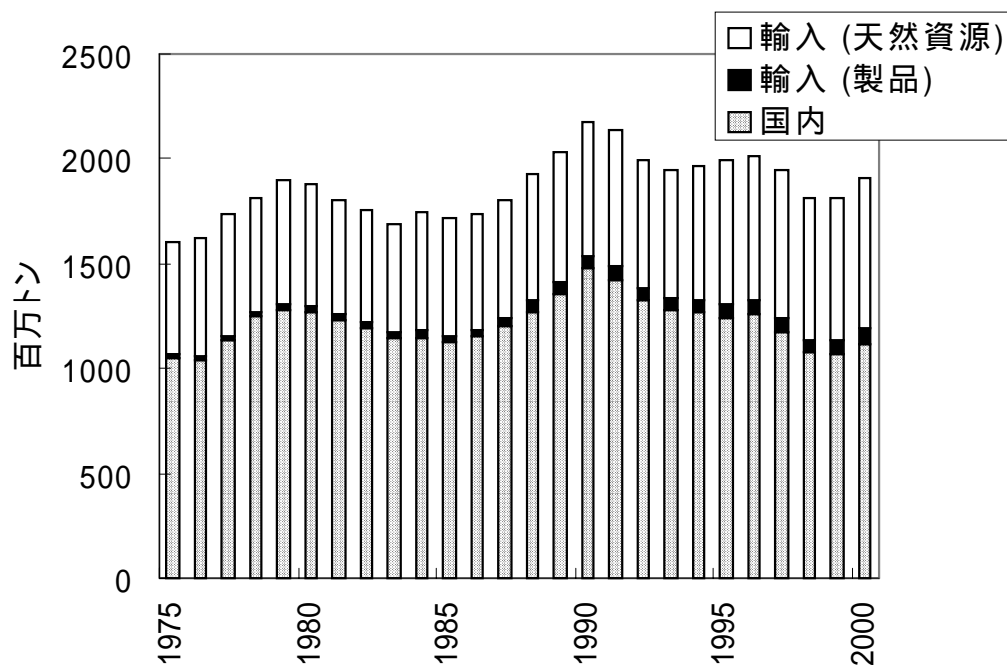


図3 - 1 非金属鉱物系資源等の国内採取・輸入の別

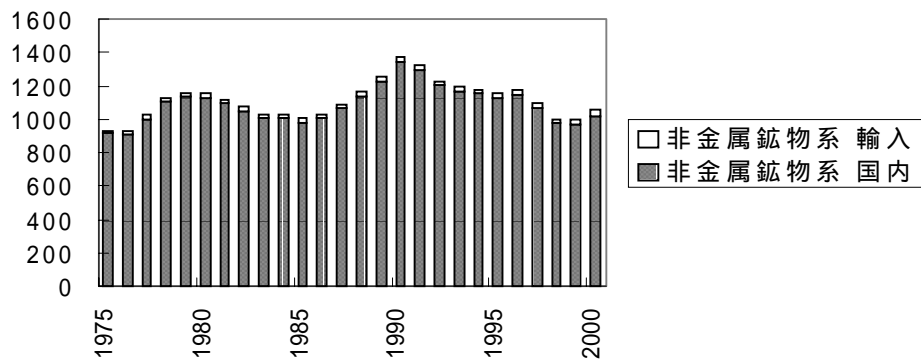


図3 - 2 化石系資源等の国内採取・輸入の別

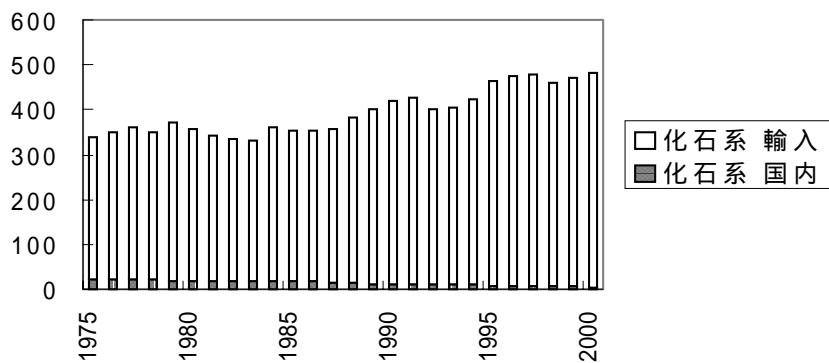


図3 - 3 バイオマス系資源等の国内採取・輸入の別

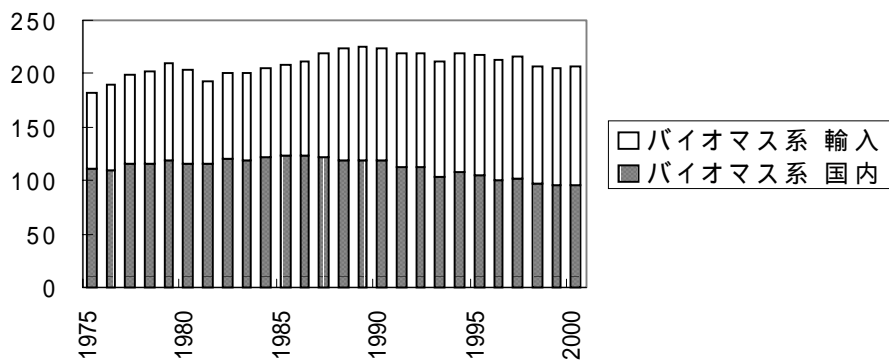


図3 - 4 金属系資源等の国内採取・輸入の別

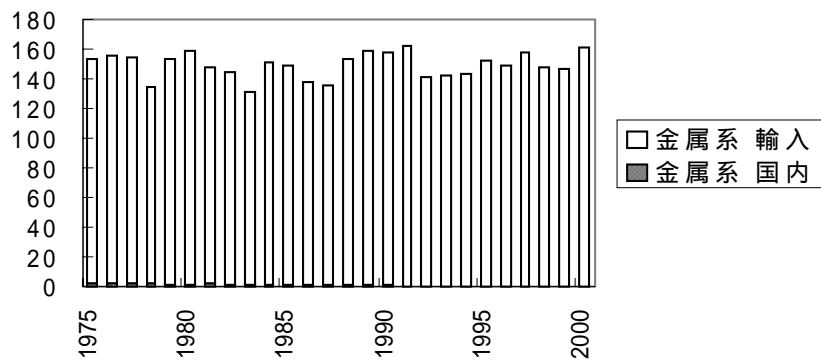


図4 - 1 循環資源輸出

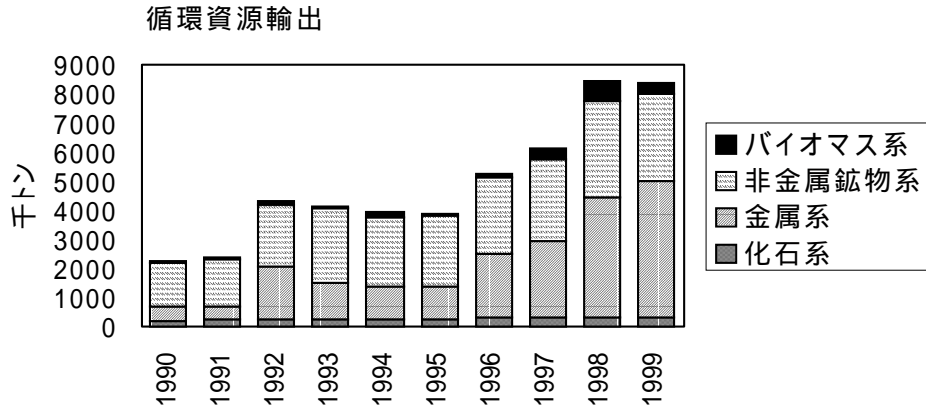


図4 - 2 循環資源輸入

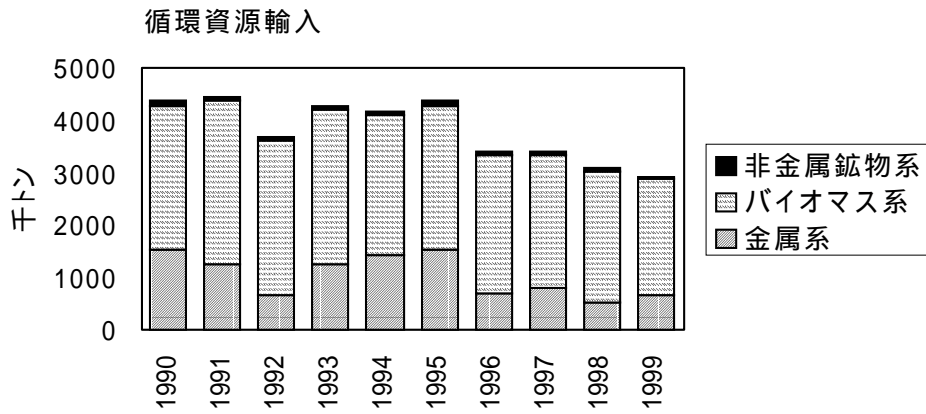


図5 国内外の隠れたフロー（天然資源等の量と合わせて図示）

